



アオダイ



ハマダイ



ヒメダイ

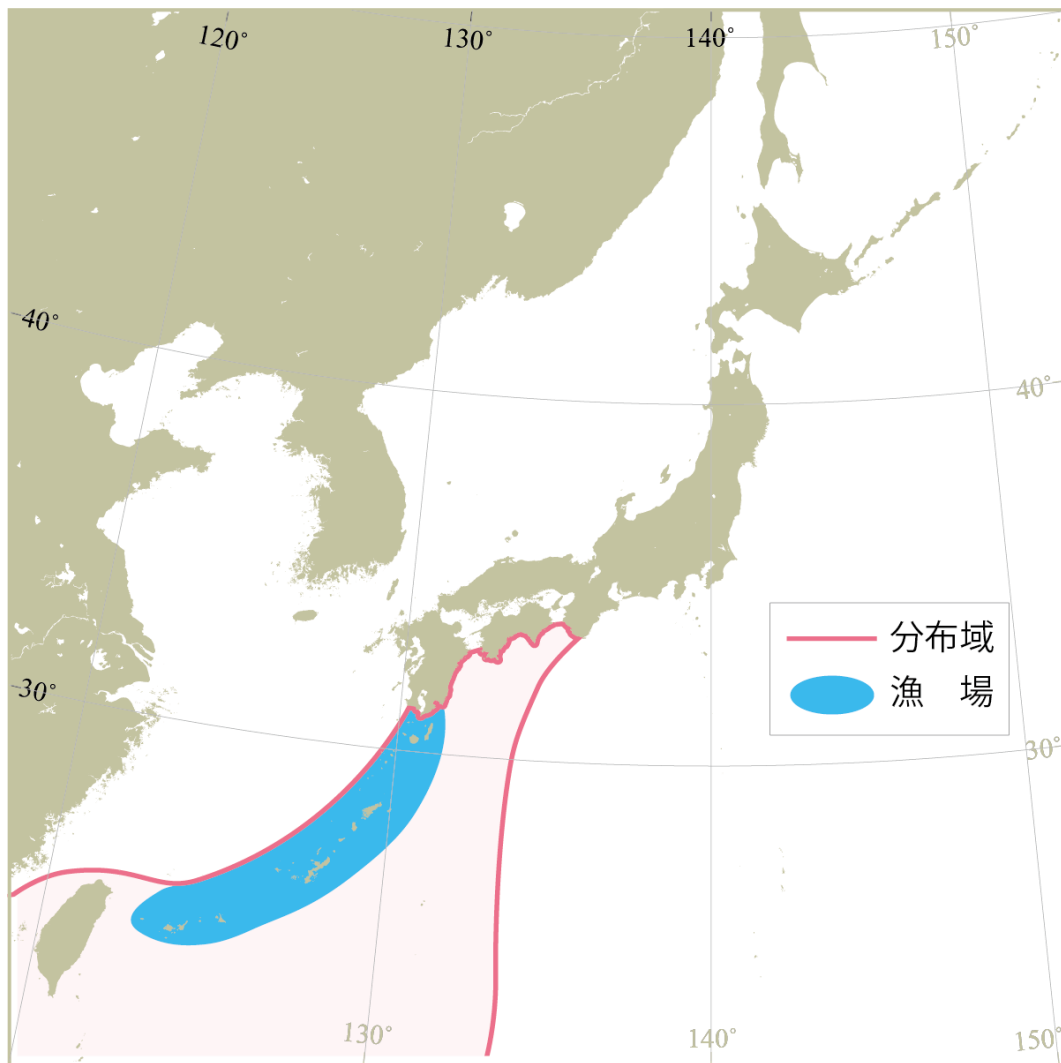


オオヒメ

マチ類

奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島
令和6年度資源評価結果

生物学の特性

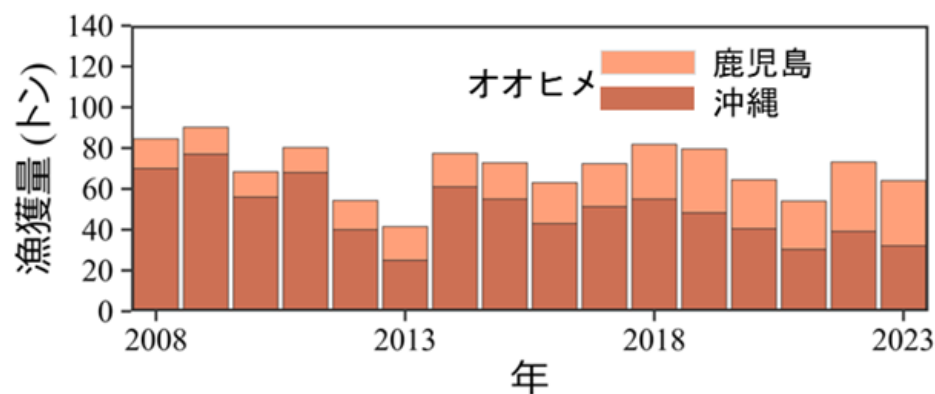
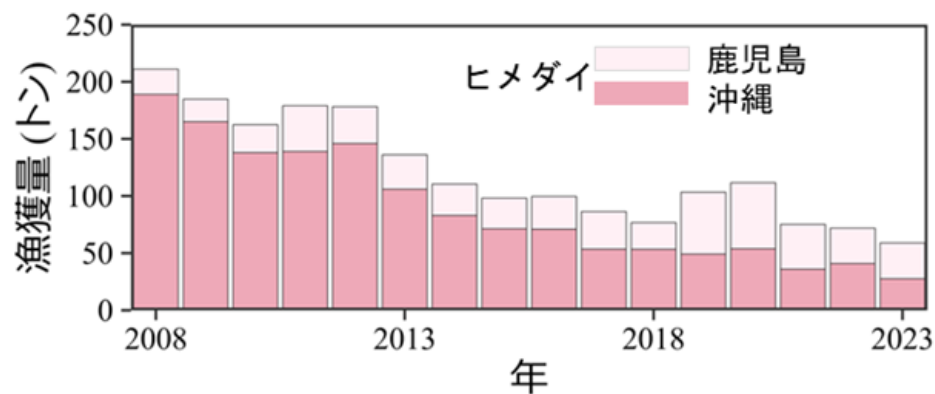
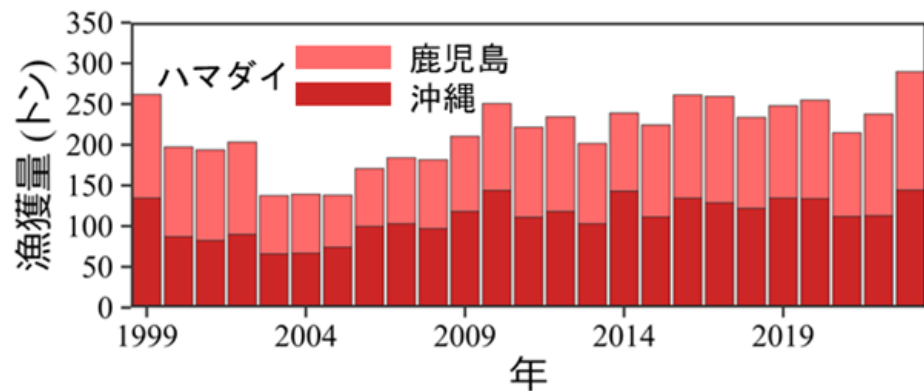
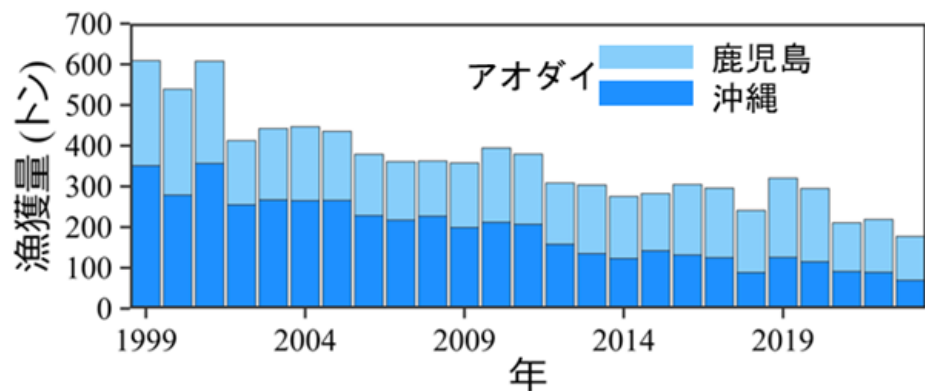


- 漁獲はほぼ周年

生物学の特性

- 寿命：アオダイは59歳、ハマダイは55歳、ヒメダイは38歳、オオヒメは35歳
- 成熟開始年齢：アオダイは2歳（一部）、7歳（50%）、ハマダイは9歳（一部）、12歳（50%）、ヒメダイは2歳（50%）、オオヒメは2歳（一部）、3歳（50%）
- 産卵期・産卵場：アオダイは4～9月、ハマダイは5～11月、ヒメダイ・オオヒメは3～10月
- 食性：アオダイは大型動物プランクトン、ハマダイは小型イカ類、魚類、ヒメダイとオオヒメは魚類、ヒカリボヤ類、浮遊性甲殻類、イカ類など
- 捕食者：マハタ、カンパチ、サメ類など

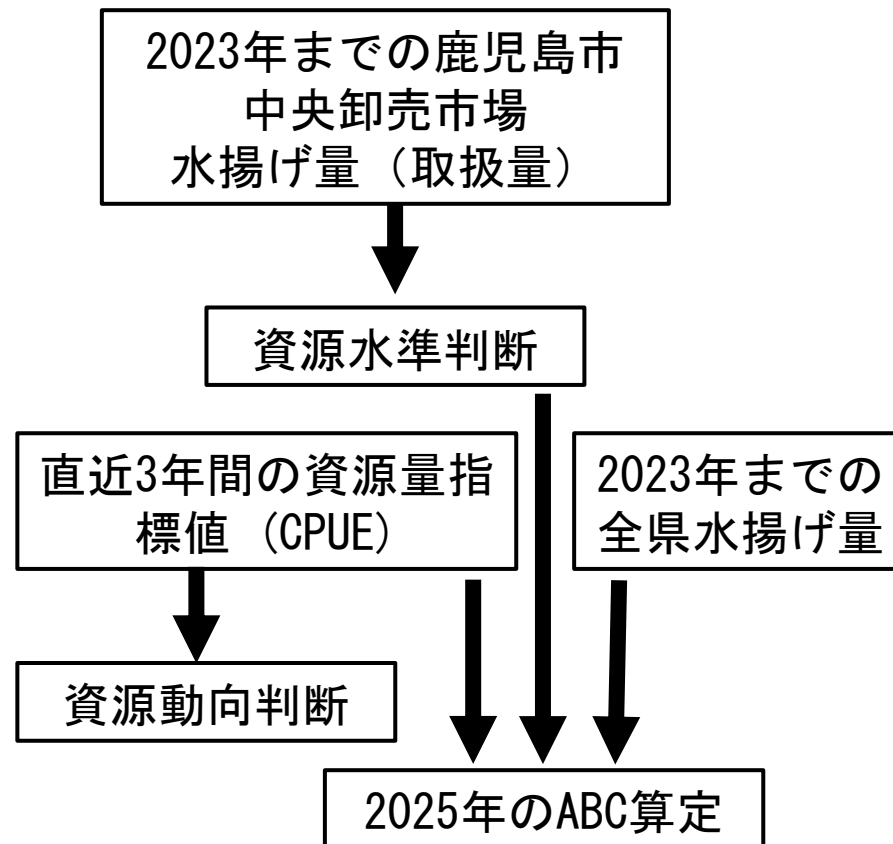
漁獲の動向



- 水深100m以深で操業する深海一本釣り漁業や底立はえ縄漁業により漁獲される

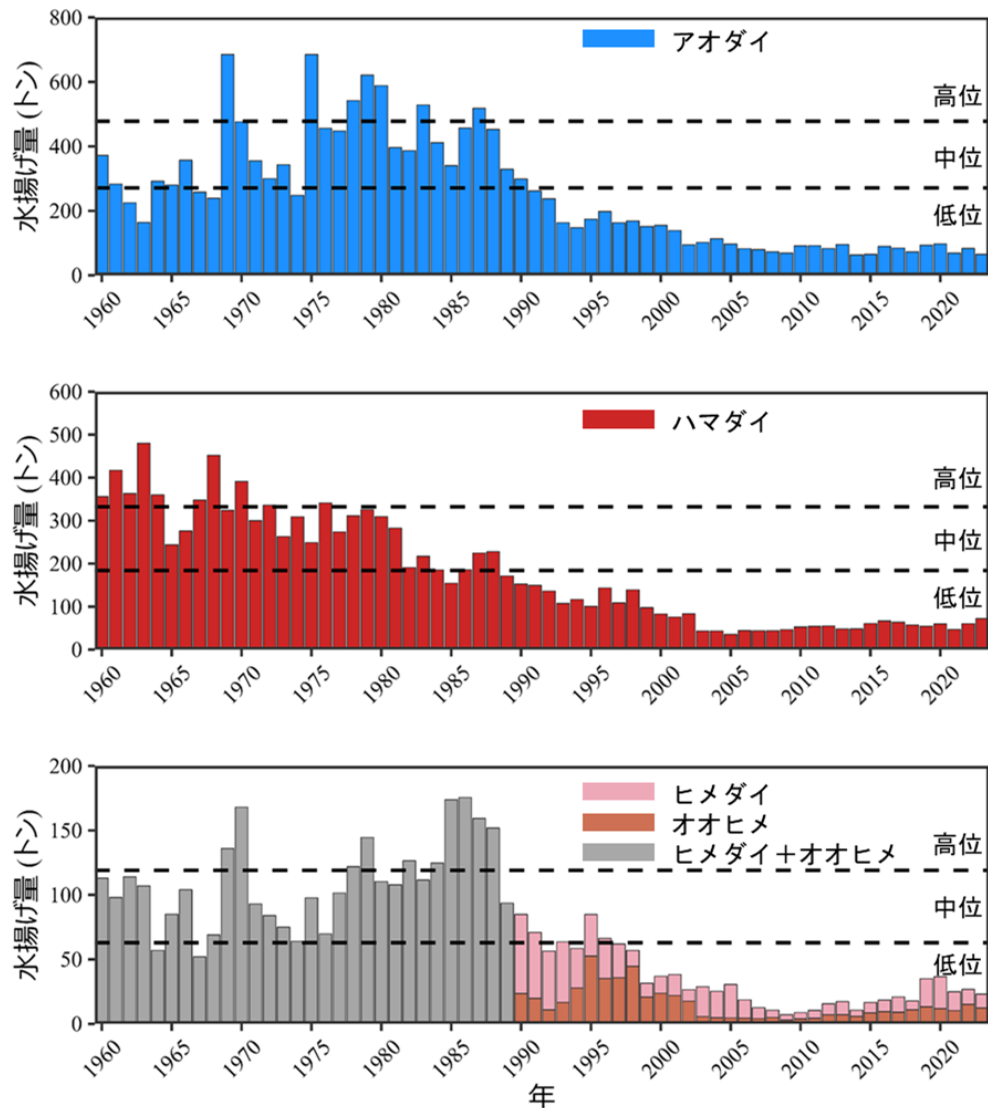
- 2023年漁獲量 アオダイ : 177トン ハマダイ : 290トン
 ヒメダイ : 59トン オオヒメ : 64トン 57

資源評価の流れ



※ ABCは漁業法改正前の考え方に基づく基本規則を適用した値

資源の動向①



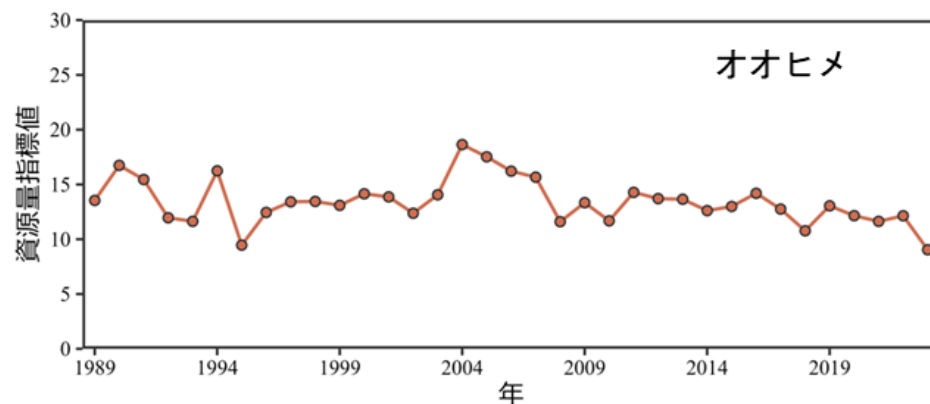
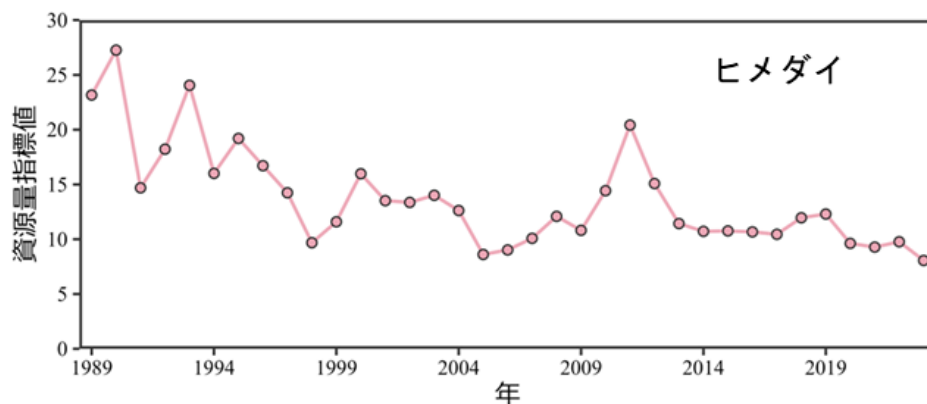
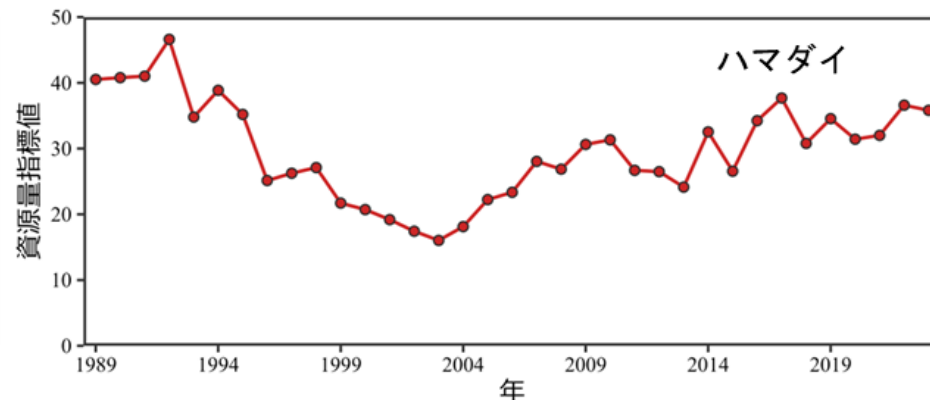
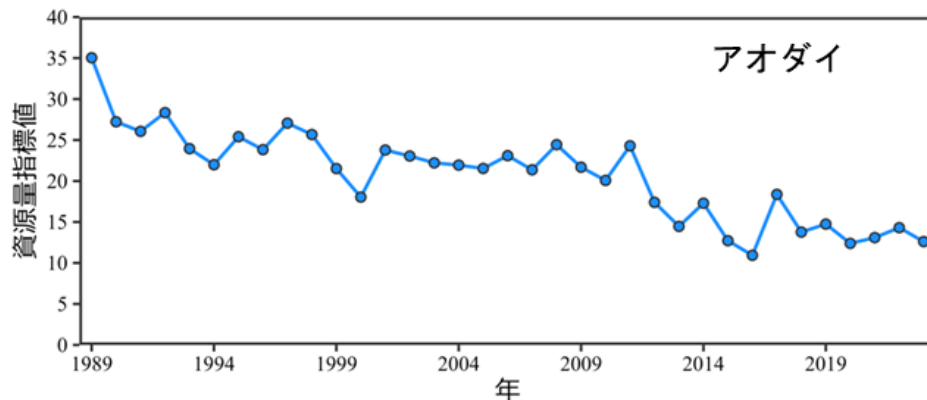
※水準区分

アオダイ、ハマダイおよび
ヒメダイ・オオヒメの混合種群

(それぞれの水揚げ量の最高値と
最低値の間を3等分した値を高位・
中位・低位の区切とした)

- 資源水準：64年間の水揚げ統計がある鹿児島市中央卸売市場の水揚げ量から、2種・1種群とも「低位」

資源の動向②



- 資源動向：直近5年間（2019～2023年）の資源量指標値（八重山漁協一本釣り漁船1隻1航海あたりの漁獲量（CPUE））の推移から、アオダイは「横ばい」、ハマダイは「増加」、ヒメダイ、オオヒメは「減少」

資源評価のまとめ

- 水準は、いずれの種・種群も低位
- 動向は、アオダイで横ばい、
ハマダイで増加、
ヒメダイ、オオヒメで減少
- 漁獲量と資源量指標値の推移をもとに、2025年ABCを算出した

※ ABCは漁業法改正前の考え方に基づく基本規則を適用した値

2025年ABC

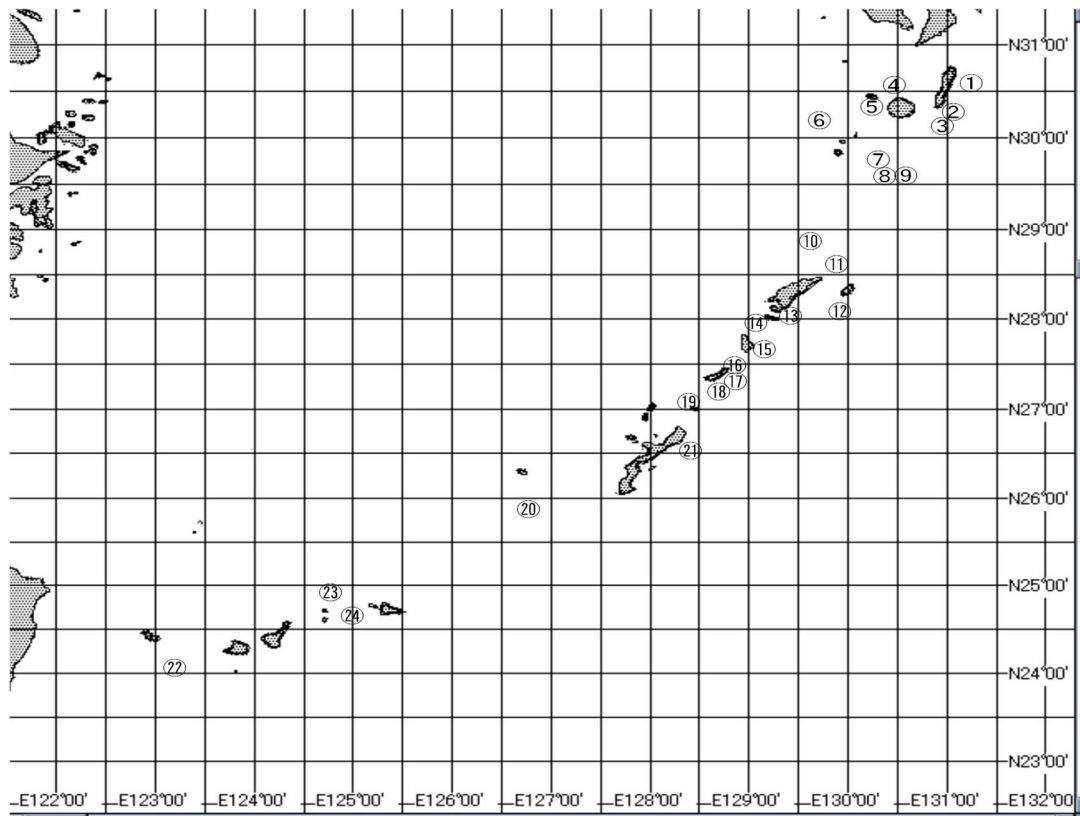
	管理基準	Target／ Limit	2025年ABC (トン)	漁獲割合 (%)	F値(現状のF値 からの増減%)
アオダイ	0.7・Cave 3-yr・0.98	Target	111	—	—
		Limit	139	—	—
ハマダイ	0.7・Cave 3-yr・1.05	Target	146	—	—
		Limit	183	—	—
ヒメダイ	0.7・Cave 3-yr・0.93	Target	36	—	—
		Limit	45	—	—
オオヒメ	0.7・Cave 3-yr・0.88	Target	31	—	—
		Limit	39	—	—

- 漁業法改正前の考え方に基づく基本規則2-1)により、
 $ABC_{limit} = \delta_1 \cdot \text{Cave 3-yr} \cdot \gamma_1$ で計算
- δ_1 : 0.7 (Caveを用い、資源水準が低位である場合の推奨値)
- Cave 3-yr : 直近3年間 (2021～2023年) の平均漁獲量
- γ_1 : 0.98、1.05、0.93、0.88 (直近3年間 (2021～2023年) の
資源量指標値の傾きと平均値から算出)

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針に基づく令和6年度の実施状況

1. 広域資源管理方針の実施措置

措 置	令和6年度の実施状況
漁獲努力量の削減措置	
(1) 鹿児島県 ① 保護区の設定	周年保護区6区及び期間保護区13区の計19区を設定。
② 小型魚の保護	鹿児島海域（熊毛海域・奄美海域）において、小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動を実施。
③ その他	鹿児島県海域（熊毛海域・奄美海域）の期間保護区内において、漁獲可能な期間においてもハマダイの専獲の抑制を実施。
(2) 沖縄県 ① 保護区の設定	周年保護区1区及び期間保護区4区の計5区を設定。
② 小型魚の保護	沖縄海域では尾叉長30cm未満のハマダイ、尾叉長20cm未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合、漁場を移動あるいは釣針の水深を変更。
③ 公的担保措置	保護区を実効性のあるものとするため、沖縄海区漁業調整委員会指示による公的規制を実施。



南西諸島海域マチ類広域資源管理方針対象海域図（①～⑭は保護区）

	番 号	名 称	保護期間
鹿 児 島 県	①	ベントイ管根	2 ～ 7 月
	②	モトンコブ	1 ～ 6 月
	③	下のだんとう	1 ～ 6 月
	④	サガリ管根	2 ～ 6 月
	⑤	口永良部島	2 ～ 6 月
	⑥	サンゴ管根	1 ～ 7 月, 12 月
	⑦	屋久新管根（オオアサリ）	周 年
	⑧	屋久新管根（南東側）	周 年
	⑨	屋久新管根（大南東）	周 年
	⑩	大島新管根	6 ～ 11 月
	⑪	アッタ管根	周 年
	⑫	喜界新ソネ	5 ～ 10 月
	⑬	シモノソネ	5 ～ 11 月
	⑭	沖ウンバル	5 ～ 11 月
	⑮	ゴンジュウ	周 年
	⑯	ファーズネ（和泊町）	2 ～ 11 月
	⑰	黒石沖（和泊町）	2 ～ 11 月
	⑱	屋者沖（知名町）	5 ～ 11 月
	⑲	与論島北西沖	周 年
沖 縄 県	⑳	北タイキュウソネ	5 ～ 11 月
	㉑	イチャビラー（東村沖）	7 ～ 9 月
	㉒	沖ノ中ノソネ	3 ～ 7 月
	㉓	水納北	3 ～ 7 月
	㉔	第2多良間堆	周 年

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 2 号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 3 月 31 日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(定義)

第 1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

第 2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおりに設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	7月1日から9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55.0分、東経126度35.0分 地点B 北緯25度55.0分、東経126度49.0分 地点C 北緯25度47.0分、東経126度49.0分 地点D 北緯25度47.0分、東経126度35.0分	5月1日から11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度42.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度46.0分 地点E 北緯24度52.5分、東経124度42.0分	3月1日から7月31日まで
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40.0分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40.0分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32.0分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32.0分、東経124度57.5分	4月1日から3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09.0分、東経123度04.0分 地点B 北緯24度09.0分、東経123度21.0分 地点C 北緯24度00.0分、東経123度21.0分	3月1日から7月31日まで

	地点D 北緯24度00.0分、東経123度04.0分	
--	----------------------------	--

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2. 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針に係る広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績

(令和6年4月～令和6年10月)

開催年月日	会 議 名	参 加 機 関	内 容
R6. 8. 13	令和6年第1回鹿児島地区広域資源管理漁業者協議会	指宿漁協、県漁協喜入支所、県漁連、県水産振興課、県水産技術開発センター、県鹿児島地域振興局、県南薩地域振興局	○マチ類の広域管理関係調査結果の概要を説明した上で、令和5年度末までの管理方針と令和6年4月から開始された新たな管理方針について、変更内容を説明した。 ○その他、サメ被害等について意見が得られた。
R6. 10. 3	令和6年度第1回南西諸島海域マチ類広域資源管理検討会議	鹿児島県、沖縄県、沖縄総合事務局、水産研究・教育機構、水産庁	○マチ類 奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島の資源評価について ○令和6年度における広域資源管理の取り組みについて ○その他